寝屋川市営住宅再編整備 第１期建替事業
特定事業契約書（案）
新旧対照表

No.	ページ	旧（平成 26 年 10 月３日公表）	新（平成 26 年 10 月 27 日）
1	Ｐ２６	（活用用地の対価） 第 63 条　活用用地は、対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡とする。活用用地は別紙３記載の通り３つに区分され、活用用地－１の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡、活用用地－２の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡、活用用地－３の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡とする。なお、本契約の締結時点から、別紙５記載の活用用地の所有権移転・引渡し日までの間に周辺地域における土地価格の水準に一定以上の変動があった場合には、別紙６記載の方法により活用用地の対価を変更するものとする。	（活用用地の対価） 第 63 条　活用用地は、対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡とする。活用用地は別紙３記載の通り３つに区分され、活用用地－１の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡、活用用地－２の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡、活用用地－３の対価が金●●●，●●●，●●●円、面積が●●●，●●●㎡とする。ただし、測量の結果得られた実測値が本項で定める活用用地－１、活用用地－２及び活用用地－３の各面積と異なったときは、活用用地の対価を本項に定める活用用地の面積で除算して算出された金額に実測値を乗じることにより、活用用地の対価の変更、精算を行うものとする（各面積の差異が１㎡未満となった場合は精算を行わない）。なお、本契約の締結時点から、別紙５記載の活用用地の所有権移転・引渡し日までの間に周辺地域における土地価格の水準に一定以上の変動があった場合には、別紙６記載の方法により活用用地の対価を変更するものとする。

No.	ページ	旧（平成 26 年 10 月３日公表）	新（平成 26 年 10 月 27 日）
2	旧 Ｐ３８ 新 Ｐ３９	（４）　跡地活用業務 ア　教育センター本館及び体育館の解体除却 イ　本館跡地の市から取得、若しくは市からの賃借（定期借地権 50 年による） ウ　本館跡地における 57 戸以上の高齢者向け住宅等の整備（独立採算事業） エ　老人デイサービス施設等の老人福祉施設の併設（独立採算事業）	（４）　跡地活用業務 （削除） ア　本館跡地の市から取得、若しくは市からの賃借（定期借地権 50 年による） イ　本館跡地における 57 戸以上の高齢者向け住宅等の整備（独立採算事業） ウ　老人デイサービス施設等の老人福祉施設の併設（独立採算事業）